

**第 1 読会(2010 年 8 月 5 日)用 Working Draft**

# IBA Rules on the Taking of Evidence in International Arbitration

## 【第 1 回読会予定】

定義・1 条・2 条・3 条 (7 項まで)・5 条・8 条

## 【翻訳担当】

序文まで  
定義・1 条・2 条  
3 条  
5 条  
8 条・9 条

井口直樹 (委員名リストは翻訳予定も、今回は省略)  
赤川圭  
矢倉信介  
浅野左也香  
河端雄太郎

本 Working Draft に対するコメントは、下記プロジェクト・リーダーまで  
お送りいただくか、第 1 回 (2010 年 8 月 5 日午前 10 時)・第 2 回 (2010  
年 8 月 20 日午後 5 時) にご参加下さいますようお願いいたします。

プロジェクト・リーダー  
井口直樹会員

- ・電子メール : [naoki.iguchi@amt-law.com](mailto:naoki.iguchi@amt-law.com)
- ※メール表題に、【IBA 翻訳読会】とご記入下さい。
- ・ファックス : 03.6888.3089

- 【表題】 省略 (最終版には掲載予定)  
【奥付】 省略 (最終版には掲載予定)  
【著作権告示】 省略 (最終版には掲載予定)  
【目次】 省略 (最終版には掲載予定)  
【作業部会・IRB 証拠規則レビュー委員会メンバー】  
省略 (最終版には掲載予定。国名のみ日本語表記、他はアルファベットのままとする予定)

## 仲裁委員会について

仲裁委員会は、国際法曹協会<sup>1</sup>法律実務部会<sup>2</sup>における国際的な紛争<sup>3</sup>の仲裁に関する法、法律実務及び手続にフォーカスした委員会として設立され、現在は 90 カ国以上からの 2300 人以上のメンバーを有し、会員は着実に増加している。

本委員会は、出版や会議を通じて国際仲裁に関する情報<sup>4</sup>を共有し、それらの活用を促進して実効性<sup>5</sup>を高めることを目指してきた。本委員会は、常任小委員会に加えて、適宜、タスクフォースを組んで特定の論点に取り組んでいる。本改正規則の公表時点においては、本委員会は 4 つの小委員会、すなわち、証拠規則小委員会、投資協定仲裁小委員会、利益相反小委員会及び仲裁判断承認執行小委員会を有しており、2 つのタスクフォース、すなわち仲裁における弁護士倫理特別委員会と、仲裁合意小委員会を有している。

---

<sup>1</sup> International Bar Association

<sup>2</sup> Legal Practice Division

<sup>3</sup> transnational disputes

<sup>4</sup> information

<sup>5</sup> efficiency

## 序文<sup>6</sup>

「国際法曹協会 (IBA) 国際仲裁における証拠規則 (IBA 証拠規則)」は、「国際法曹協会 (IBA) 国際商事仲裁における証拠収集採否規則」の改正版であり、i から ii 頁に掲載されたメンバーからなる仲裁委員会作業部会により作成されたものである。

IBA が本規則を公表するのは、国際仲裁において当事者及び仲裁人にとって効率的、経済的及び公平な証拠採用手続の助け<sup>7</sup>とするためである。本規則は、文書の提出<sup>8</sup>、事実証人<sup>9</sup>、専門家証人<sup>10</sup>、検証<sup>11</sup>及び証拠調べ期日の手続<sup>12</sup>の仕組み<sup>13</sup>を定めています<sup>14</sup>。本規則は、国際仲裁に適用される仲裁機関規則、アドホック規則及びその他の規則・手続と併せて用いられ、組み合わせて適用される (adopted together) ことを意図している。IBA 証拠規則は、多くの法大系で用いられるような手続を考慮しており、特に当事者が異なる法律文化圏<sup>15</sup>の出身であるときに有用である。

1999 年の公表<sup>16</sup>時から、「IBA 国際商事仲裁における証拠規則」は、国際仲裁実務界に広く受け容れられてきた。2008 年、当時仲裁委員会の副委員長であった Sally Harpole 女史及び Pierre Bienvenu 氏が発起人となり、見直し<sup>17</sup>作業が開始された。改正 IBA 証拠規則は、1999 年作業部会の支援を得て IBA 証拠規則見直し小委員会により練り上げられた。改正規則は、「IBA 国際商事仲裁における証拠規則」<sup>18</sup>を置き換えるものであるが、「IBA 国際商事仲裁における証拠規則」は、1983 年に公表された「IBA 国際商事仲裁の証拠提出採否のための補充規則」<sup>19</sup>を置き換えるものであった。

当事者は、仲裁条項において IBA 証拠規則を採用しようとするならば、条項中に下記の選択肢のうちの 1 つを選んで文言に追加することが推奨される。

「(当事者が選択する仲裁機関規則、アドホック規則又はその他の規則に加えて)、当事者は、仲裁手続が (本合意/仲裁手続の開始) 日において最新の IBA 証拠規則に従って行われることに合意する。」

---

<sup>6</sup> forewords

<sup>7</sup> a resource; 法源

<sup>8</sup> presentation of documents

<sup>9</sup> witness of fact

<sup>10</sup> expert witnesses

<sup>11</sup> inspections

<sup>12</sup> the conduct of evidentiary hearings

<sup>13</sup> mechanism

<sup>14</sup> provide

<sup>15</sup> legal cultures

<sup>16</sup> issuance

<sup>17</sup> review

<sup>18</sup> IBA Rules on the Taking of Evidence in International Commercial Arbitration

<sup>19</sup> IBA Supplementary Rules Governing the Presentation and Reception of Evidence in International Commercial Arbitration

2010 年 8 月 5 日

さらに、当事者及び仲裁廷は、IBA 証拠規則の全部又は一部を、仲裁手続の開始時又はその後の時点でも、採用することができる。仲裁手続の進展に応じて、IBA 証拠規則を変更することもできるし、ガイドラインとして使用することもできる。

本 IBA 証拠規則は、2010 年 5 月 20 日、IBA 理事会決議により承認された。IBA 証拠規則は英語版が存在するが、その他の言語への翻訳が計画されている。IBA 証拠規則は IBA に対して注文することができるほか、以下のウェブサイトからダウンロードすることができる。

2010 年 5 月 29 日  
仲裁委員会副委員長  
Guido S Tawil  
Judith Gill, QC

## 規則

### 前文

- 1 「IBA 国際仲裁における証拠規則」は、国際仲裁、特に異なる法伝統<sup>20</sup>を有する当事者間の国際仲裁における証拠の収集採否<sup>21</sup>について、効率的、経済的及び公平な手続を示すことを目的としている。本規則は、仲裁手続に適用される法令及び仲裁機関規則、アドホック規則又はその他の規則を補うものとして考えられた。
- 2 当事者及び仲裁廷は、本 IBA 証拠規則を仲裁手続に適用するべく、その全部又は一部を採用し、又は仲裁手続の進展に応じて、IBA 証拠規則を変更し若しくはガイドラインとして使用することもできる。本規則は、本来有しており、かつ、国際仲裁の長所でもあるところの柔軟性を限定するものではなく、当事者及び仲裁廷は、各仲裁手続の特定の状況に合わせて自由に調整<sup>22</sup>すればよい。
- 3 証拠の収集採否は、各当事者が信義に従って誠実に行為すること、及び、証拠調べ期日又は事実若しくは内容に関わる判断<sup>23</sup>に先だって、相手方当事者が依拠するところの証拠について知る権利があることを原則として、行われなければならない。

---

<sup>20</sup> legal tradition

<sup>21</sup> taking of evidence; 証拠手続【河端】

<sup>22</sup> adapt

<sup>23</sup> [any] fact or merits determination

## 定義

IBA 証拠規則において、

「仲裁廷」とは、単独の仲裁人又は複数の仲裁人の合議体をいう。

「申立人」とは、仲裁を申立てた当事者及び共同参加その他の方法を通じてかかる当事者と共同する者をいう。

「文書」とは、紙媒体又は電子的方法、聴覚的方法、視覚的方法若しくはその他の方法のいずれにより記録又は保存されているかを問わず、あらゆる種類の書面、通信、画像、描写、プログラム又はデータをいう。

「証人尋問期日」とは、連日開かれるか否かにかかわらず、現実の出頭、電話会議、ビデオ会議又はその他の手段により、仲裁廷が口頭その他による証拠の提出を受ける期日をいう。

「専門家意見書」とは、仲裁廷選定専門家証人又は当事者選定専門家証人による書面による意見をいう。

「一般規則」とは、仲裁行為に対して適用のある機関規則、個別規則その他の規則をいう。

「IBA 証拠規則」又は「本規則」とは、国際仲裁における証拠採取に関する本 IBA 規則をいい、随時改正又は修正される。

「当事者」とは、仲裁手続の当事者をいう。

「当事者選定専門家証人」とは、当事者の設定した特定の争点について報告するために、当事者により選定された者又は機関をいう。

「文書提出要求」とは、一方当事者が他方当事者に対して文書の提出を求める、書面による要求をいう。

「被申立人」とは、申立人の請求の相手方となっている当事者及び共同参加その他の方法を通じてかかる当事者と共同する者をいい、反対請求を申し立てた被申立人を含む。

「仲裁廷選定専門家証人」とは、仲裁廷の設定した特定の争点について報告するために、仲裁廷により選定された者又は機関をいう。

「証人陳述書」とは、事実証人による証言を記載した書面をいう。

## 第 1 条 適用範囲

1. IBA 証拠規則を採用することを当事者が合意したとき又は仲裁廷が決定したときは、証拠の採取は本規則に従う。ただし、本規則のいずれかの条項が、当事者又は仲裁廷により当該案件に適用されると決定された法律の強行規定に抵触すると認定されるおそれのある場合を除く。
2. 当事者が IBA 証拠規則を適用することに合意したときは、異なる表示がなされていない限り、当事者は、合意をした時点において最新版の本規則を適用することに合意したものとみなされる。
3. IBA 証拠規則と一般規則とが抵触するときは、当事者が異なる合意をしない限り、仲裁廷は、一般規則及び IBA 証拠規則双方の目的を達するため最も適切と考える方法により、IBA 証拠規則を適用しなければならない。
4. IBA 証拠規則の意味内容に関して疑義が生じた場合、仲裁廷は、本規則の目的及び当該仲裁のために最も適切と考える方法により本規則を解釈しなければならない。
5. IBA 証拠規則にも一般規則にも規定がなく、当事者間にも別段の合意がない事項については、仲裁廷は、IBA 証拠規則の一般原則に従い、適切と考えられる方法により証拠を採取することができる。

2010年8月5日

## 第2条 証拠に関する争点についての協議

1. 仲裁廷は、効率的、経済的かつ公正な証拠採取手続について合意するために、手続中できる限り早期かつ適切な時期に当事者と協議し、また当事者同士に協議を促さなければならない。

2. 証拠に関する争点の協議は、以下の事項を含む、採取の範囲、時期及び方法を対象とすることができる。

- (a) 証人陳述書及び専門家意見書の準備及び提出
- (b) 証人尋問期日における口頭での証言の採取
- (c) 文書提出について適用される要件、手続及び形式
- (d) 仲裁における証拠に対して与えられる機密保護の程度
- (e) 証拠採取に関連する効率性、経済性及び資源保護の促進

3. 仲裁廷は、当事者に対して、適当と判断する限り速やかに、以下の争点を特定することを奨励されている。

- (a) 仲裁廷が、当該案件について関連性を有しており、かつ当該案件の結論にとって重要であるとみなす可能性のある争点
- (b) 当該事項について中間的判断を行うことが適当である争点



2010年8月5日

### 第3条 文書

1. 各当事者は、**仲裁廷が指定する期間内<sup>24</sup>**に、仲裁廷及び他の当事者に対し、他の当事者から既に提出されているものを除き、公文書及び公知文書を含む、自らが依拠する入手可能な全ての文書を提出しなければならない。
2. いかなる当事者も、仲裁廷が指定する期間内に、仲裁廷及び他の当事者に対し、文書提出要求を提出することができる。
3. 文書提出要求には、次に掲げる事項を含むものとする。
  - (a) (i)それぞれの**対象文書<sup>25</sup>**を特定するに足りる事項の説明、又は  
(ii) 存在が合理的に認められる**対象文書の、限定かつ特定された種類<sup>26</sup>**についての十分な詳細説明（主題を含む）；ただし、対象文書が電子的形式で保有されている場合には、**文書提出要求をした当事者<sup>27</sup>**は、特定のファイル名、検索用語、個人名、又は効率的かつ経済的に対象文書を検索するための他の手段によって特定することができ、さらに仲裁廷からその旨の命令があれば、これらを特定しなければならない。
  - (b) 対象文書が、どのように**仲裁にかかると<sup>28</sup>**と関連し、かつその帰結にとって重要であるかについての記述
  - (c) (i) 文書提出要求をした当事者が対象文書を**所持、管理若しくは支配<sup>29</sup>**していない旨の記述、又は文書提出要求をした当事者が対象文書を提出する場合に当該当事者にとって不合理な負担となる理由の記述、及び (ii) 文書提出要求をした当事者において他の当事者が対象文書を所持、管理又は支配していると信じる理由の記述
4. **文書提出要求を受けた当事者**は、仲裁廷が指定する期間内に、他の当事者に対し、さらに仲裁廷の命令があれば仲裁廷に対し、自ら所持、管理又は支配する全ての対象文書のうち**異議<sup>30</sup>**のないものを提出しなければならない。

<sup>24</sup> “Within the time ordered by the Arbitral Tribunal”の訳を「仲裁廷が指定する期間内に」と訳しました。その他の箇所でも多数出てくる場所ですので、議論させていただければと思います。

<sup>25</sup> “requested Document”の訳を「対象文書」としてありますがご検討ください。

<sup>26</sup> 原文は “a narrow and specific requested category of Documents” となっており、翻訳の際に “…requested category of Documents” の部分のイメージが捉えにくかったです。 “…category of requested Documents” のイメージで訳しておりますがご検討ください。

<sup>27</sup> “the Requesting Party” 及び “the Party to whom the Request to Produce is addressed” の訳をそれぞれ「文書提出要求をした当事者」及び「文書提出要求を受けた当事者」と訳しております。前者については、「文書提出要求を提出した」とすべきか考慮しましたが、少々くどくなる印象を受けましたので、現状ドラフトのとおりとさせていただきます。ご検討ください。

<sup>28</sup> “the case” の訳を「仲裁にかかると」と致しましたが、より適切な訳語がございましたら、ご指摘ください。

<sup>29</sup> “in the possession, custody or control” の訳ですが、巷には「所有、保管又は支配」や「占有、管理又は支配」等様々あるようです。ここでは「所持、管理又は支配」と訳しました。ご検討ください。

<sup>30</sup> 「提出に」異議がないもの、と「提出に」を加えるべきかどうか考慮しましたが、私見として、これがなくとも十分に意味が通ると考え「提出に」を加えませんでした。

2010年8月5日

5. 文書提出要求を受けた当事者が、対象文書の全部又は一部につき異議がある場合には、当該当事者は、仲裁廷が指定する期間内に、仲裁廷及びその他の当事者に対し、書面で異議を述べなければならない。当該異議の事由は、第9.2条に規定する事由又は第3.3条<sup>31</sup>に規定する事項の不充足のいずれかとする。
6. 仲裁廷は、当事者から異議を受領した場合には、当該異議を解決することを目的として互いに協議するため、関連当事者を招集することができる。
7. いずれの当事者も、仲裁廷が指定する期間内に、仲裁廷に対し、異議に対する判断を求めることができる。その場合、仲裁廷は、適時に、他の当事者と協議のうえ、文書提出要求及び当該異議について検討<sup>32</sup>しなければならない。仲裁廷は、文書提出要求を受けた当事者に対し、当該当事者が所持、管理又は支配しているあらゆる対象文書のうち、(i) 文書提出要求をした当事者が立証しようとする事項が仲裁にかかる事案と関連し、かつその帰結にとって重要であり、(ii) 第9.2条に規定するいかなる異議事由も適用されず、かつ(iii) 第3.3条に規定する要件が充足されていると判断したものについて提出すべき旨の命令を出すことができる。提出命令の対象となったすべての文書は、他の当事者に対し、さらに仲裁廷の命令があれば仲裁廷に対し、提出されなければならない。

---

<sup>31</sup> 「第3条第3項」とすべきか迷いましたが、現状「第3.3条」という形式にしております。

<sup>32</sup> “consider”を「検討」と訳しましたが、より適切な訳がございましたらご指摘ください。

2010年8月5日

## 第5条 当事者選定専門家証人<sup>33</sup>

1. 当事者は、特定の争点に関する立証の手段として<sup>34</sup>、当事者選定専門家証人に依拠することができる。仲裁廷が指定した期間内において、(i)各当事者は、依拠しようとしている証言を行う当事者選定専門家証人を特定して、その証言の主題を明らかにし、(ii)当事者選定専門家証人は、専門家意見書<sup>35</sup>を提出しなければならない。
2. 専門家意見書には、以下の項目を含むものとする<sup>36</sup>。
  - (a) 当事者選定専門家証人の氏名および住所、現在および過去において当事者、当事者の法律顧問および仲裁廷との間に関係がある場合にはその記述<sup>37</sup>、ならびに当事者選定専門家証人の経歴、資格、教育および経験についての説明。
  - (b) 当事者選定専門家証人が提供する意見および結論を導く方法<sup>38</sup>についての説明
  - (c) 当事者選定専門家証人が当事者、当事者の法律顧問<sup>39</sup>および仲裁廷から独立している旨の記述。
  - (d) 当事者選定専門家証人の専門家意見および結論の根拠となる事実についての記述。
  - (e) 当事者選定専門家証人の専門家意見および結論（結論に至るために用いた手法、証拠および情報の説明を含む）。当事者選定専門家証人が依拠する文書で未提出のものがあれば、これを提供しなければならない。
  - (f) 専門家意見書が翻訳されている場合には、原文で用いられた言語および当事者選定専門家証人が証人尋問期日<sup>40</sup>において証言する際に使用する予定の言語の記述。
  - (g) 専門家意見書で表明した意見について、当事者選定専門家証人が真に確信している旨の確約<sup>41</sup>。
  - (h) 当事者選定専門家証人の署名ならびにその日時および場所。
  - (i) 専門家意見書に複数の署名がなされている場合には、専門家意見書の全部または一部についての各作成者への帰属。
3. 専門家意見書が提出された場合、各当事者は、仲裁廷が指定した期間内において、専門家意見書の改訂版または追加版を仲裁廷および他の当事者に提出することが

<sup>33</sup> “Party-Appointed Experts”：特に、Expert を「鑑定人」と訳すべきかについてご意見をお聞かせください。

<sup>34</sup> “as a means of evidence on specific issues”：issues を「争点」と訳しましたが、「論点」、「問題」など他の訳でも結構です。“as a means of evidence”の部分についてもご意見をお聞かせください。

<sup>35</sup> “Expert Report”：ここも、「鑑定書」、「鑑定意見書」などの候補があります。

<sup>36</sup> 専門家意見書の記載事項についての列挙部分ですが、「当事者選定専門家証人」の繰り返しが多く感じるので、日本語訳においては、意味が通る限り「当事者選定専門家証人」の部分を削除してしまう方法も考えられます。

<sup>37</sup> “statement”：「記載」、「陳述」などの候補もありました。2項の他、3項でも“statements”が出てくるため、統一的な訳語として「記述」にしておりますが、ご意見をお聞かせください。

<sup>38</sup> (b)の全体的な訳（特に、“instructions pursuant to which…”のあたり）についてご意見をお聞かせください。

<sup>39</sup> “legal advisors”

<sup>40</sup> “Evidentiary Hearing”

<sup>41</sup> “an affirmation of his or her genuine belief in…”（特に、genuine belief の自然な日本語訳について）

2010 年 8 月 5 日

できる。これには、当事者選定専門家証人として予め特定されていなかった者による報告または記述<sup>42</sup>も含むが、仲裁において事前に提示されていなかった他の当事者の<sup>43</sup>証人陳述書、専門家意見書またはその他の提出物<sup>44</sup>に含まれた事項のみに対応する改訂または追加に限る<sup>45</sup>。

4. 仲裁廷は、その裁量により、同一または関連した争点について専門家意見書を提出する予定の、または既に提出した当事者選定専門家証人らに対し、当該争点に関する面会協議<sup>46</sup>を求めることができる。かかる会議において、当事者選定専門家証人らは、専門家意見書の範囲内で争点について合意に達するよう努力し、合意に達した争点、意見が一致しなかった残りの部分およびその理由について書面に記録するものとする。
5. 第 8 条第 1 項<sup>47</sup>の規定に基づき出頭を求められた当事者選定専門家証人が、正当な理由がないのに証人尋問期日における証言のために出頭しなかった場合には、仲裁廷が例外的に認めた場合を除き、仲裁廷は当該証人尋問期日に関連した当該当事者選定専門家証人による専門家意見書を考慮しないものとする<sup>48</sup>ことができる。
6. 第 8 条第 1 項に基づく当事者選定専門家証人の出頭が求められていない場合に、他の当事者が専門家意見書の内容の正確性について同意したとみなされることはない。

---

<sup>42</sup> “statements”

<sup>43</sup> “another Party’s”, “that have not been previously presented in the arbitration”共に、“Witness Statements”、“Expert Reports”、“other submissions”にかかるものと考えますが、念のためご確認ください。

<sup>44</sup> “submissions”

<sup>45</sup> 原文は一文ですが、日本語訳としてわかりやすくするため、分けて意識しています。

<sup>46</sup> “meet and confer”：「面会協議」と訳しましたが、他に適切な表現がありましたらお聞かせください。

<sup>47</sup> “Article 8.1”：条文の引用部分の訳し方について。

<sup>48</sup> “shall disregard”の部分を直訳すると「無視することができる」ですが、日本語として自然な表現という意味で上記の訳を採用しました。

2010年8月5日

## 第8項 証拠審問期日<sup>1</sup>

1. 各当事者は、仲裁廷が命ずる期間内に、仲裁廷及び[他の当事者]<sup>2</sup>に対し、出席を求める証人を知らせるものとする。各証人(本条においては事実についての証人及び専門家が含まれるものとする。<sup>3</sup>)は、8.2項に従い、当事者又は仲裁廷により出席を求められた場合には、証言のために証拠審問期日に出席するものとする。仲裁廷が特定の証人についてビデオ会議又は類似の技術の使用を認めない限り、各証人は直接出席するものとする。
2. 仲裁廷が証拠審問期日を常に完全コントロールする。仲裁廷は、証人への質問、証人による回答又は証人の出席が、関連性がない、重要性がない、不合理な負担となる、重複する、又は9.2項に定める異議理由に含まれると考える場合には、これらを制限又は除外することができる。主尋問及び再主尋問における証人に対する質問は、合理的な理由なく誘導するものであってはならない。<sup>4</sup>
3. 証拠審問期日における口頭証言に関しては、
  - (a) 通常、申立人が、申立人の証人の証言を先に提供し、続いて、被申立人が、被申立人の証人の証言を提供する。
  - (b) 主尋問の後で、他の当事者は、仲裁廷が決定する順番に従って、当該証人に対し質問することができる。証人を当初に提供した当事者は、他の当事者が行った質問において提起された事項について、追加の質問を行う機会を有する。<sup>5</sup>
  - (c) その後、通常、申立人が、申立人の当事者選定専門家証人の証言を先に提供し、続いて、被申立人が、被申立人の当事者選定専門家証人の証言を提供する。当事者選定専門家証人を当初に提供した当事者は、他の当事者が行った質問において提起された事項について、追加の質問を行う機会を有する。
  - (d) 仲裁廷は、仲裁廷選定専門家証人に対し質問を行うことができるものとし、当事者又は当事者選定専門家証人は、同人に対し、仲裁廷選定専門家証人の意見書又は当事者の提出書面若しくは当事者選定専門家証人の意見書において提起された争点について質問することができる。<sup>6</sup>
  - (e) 仲裁が、争点又は段階(管轄、暫定的判断、責任及び損害など)ごとに整理されている場合、当事者は争点又は段階ごとに証言を実施することに合意する

<sup>1</sup> [注: 'Evidentiary Hearing' means any hearing, whether or not held on consecutive days, at which the Arbitral Tribunal, whether in person, by teleconference, videoconference or other method, receives oral or other evidenceと定義されていることから、evidentiary訳は「証拠」としております。]

'Hearing'については、田中英夫編「英米法辞典」404頁では「審理」と訳されており、「国際仲裁における利益相反に関するIBAガイドライン」(以下「利益相反ガイドライン」という)の日本語訳では、「審問」と訳されております。また、JCAAの商事仲裁規則では「審問期日」と訳されております。今回は、JCAAの訳に従っております。]

<sup>2</sup> [注: "other Parties"と規定されているのは、multiple-party arbitrationを想定してのことだと思われま。 「他の当事者」という訳で当該想定が適切にカバーされているか、ご検討頂ければ幸いです。]

<sup>3</sup> [注: 日本語としてわかりにくくなるため、あえて"which term"は訳出ししておりません。]

<sup>4</sup> [注: 原文で、direct and re-direct examinationではなく、testimonyとされていることに意味があるのであれば、訳語についても検討する必要があると思われま。]

<sup>5</sup> [注: (c)及び(d)ともに、subsequentlyを直訳する必要があるか、検討する必要があります。]

<sup>6</sup> [注: "he or she may be questioned by"と規定されており、the Parties mayではないことに特別な意味があるのであれば、訳文を修正する必要があると思われま。]

2010 年 8 月 5 日

- ことができ、仲裁廷も争点又は段階ごとに証言を実施することを命ずることができる。<sup>7</sup>
- (f) 仲裁廷は、当事者の申立てがあった場合又は自ら<sup>8</sup>、特定の争点ごとに証言を行うことの取り決め又は証人が同時に質問を受け互いに対面する方法(ウィットネス・コンファレンシング)を含め、この[手続の順序/手続命令]<sup>9</sup>を変更することができる。
- (g) 仲裁廷は何時でも証人に対し質問することができる。
4. 証言を行う事実についての証人は、仲裁廷が適切であると判断する方法により、同人が証拠審問期日において真実を述べることを誓うことを初めに確約し、専門家証人の場合は、同人が証拠審問期日において述べる意見が自己の確信に基づくものであることを初めに確約しなければならない。証人が、証人陳述書又は専門家意見書を提出している場合、これらを確認しなければならない。当事者が合意した場合又は仲裁廷が命ずる場合は、証人陳述書又は専門家意見書をもって、主尋問に代えることができる。
5. 9.2 項の定めに従い、仲裁廷は、いかなる人に対しても、事件に関連し又は事件の結果にとって重要であると考えられる事項について、口頭又は書面による証拠の提供を求めることができる。当事者は、仲裁廷が呼び出し質問を行った証人に対し、質問することができる。

---

<sup>7</sup> [注: 3.14 項及び 4.4 項の訳と整合させる必要があります。また、scheduling については「実施」としており原語と訳語をあえて異ならせております。適切かどうか検討が必要です。]

<sup>8</sup> [注: “on its motion”には、仲裁手続に特別な意味がある場合には、直訳することも検討対象です。]

<sup>9</sup> [注: “this order of proceeding”は、全体にかかるものであると思われませんが、念のため。なお、本項(b)ご参照。]

## 第9項 証拠の許容性及び証拠評価

1. 仲裁廷が、証拠の許容性、関連性及び重要性<sup>10</sup>を判断する。
2. 仲裁廷は、当事者の申立てにより又は自ら、以下の理由に基づき、文書、陳述書、口頭証言若しくは検証結果を証拠又は提出要求から除外する。
  - (a) 事件との十分な関連性の欠如又は事件の結果にとっての重要性の欠如
  - (b) 仲裁廷により適用であると判断された法的障碍又は法令若しくは倫理規則上の秘匿特権
  - (c) 提出要求に応じることが不合理な負担となる証拠
  - (d) 紛失又は毀損していることが合理的に示された文書
  - (e) 営業上又は技術上の機密を理由とし、仲裁廷がやむを得ないと判断するもの
  - (f) 政治的あるいは機関において特別にセンシティブである(政府又は公的国際機関において秘密として扱われている証拠を含む)ことを理由とし、<sup>11</sup>仲裁廷がやむを得ないと判断するもの
  - (g) 手続の経済性、<sup>12</sup>均衡、当事者の公正又は公平を考慮し、仲裁廷がやむを得ないと判断するもの
3. 9.2(b)項に定める法的障碍又は秘匿特権について検討するにあたり、仲裁廷が適用されると判断した強制される法令又は倫理規則において認められている限度で、仲裁廷は以下の事由を考慮にすることができる。
  - (a) 法的助言を提供し又は得ることを目的とし、これに関連して作成された文書、陳述書又は口頭でのコミュニケーションの秘密を保持する必要性
  - (b) 和解交渉を目的とし、これに関連して作成された文書、陳述書又は口頭でのコミュニケーションの秘密を保持する必要性
  - (c) 法的障碍又は秘密特権が発生したとされた時の当事者及び当事者のアドバイザーの期待
  - (d) 同意、既開示、文書、陳述書、口頭でのコミュニケーション又はこれらに含まれている助言の積極的な使用その他を理由に適用される法的障碍又は秘匿特権が放棄されている可能性
  - (e) 当事者間の公正及び公平を維持する必要性、特に、当事者が従わなければならない法令又は倫理規則が異なる場合
4. 仲裁廷は、必要に応じて、提供が予定され又は検討されている証拠が、適当な秘密保護の対象となるよう必要な取り決めを行うことができる。<sup>13</sup>
5. 当事者が、文書提出要求において求められた文書を適時に異議を述べず十分な説明をせずに提出しなかった場合、又は仲裁廷が提出を命じた文書を提出しなかった場合、仲裁廷は、当該文書が、当該当事者にとって不利益であると推認することができる。<sup>14</sup>
6. 当事者が、相手方が求める他の関連証拠(証言を含む)を適時に異議を述べず十分

<sup>10</sup> [注: “weight”については、「重要性」に含めて訳しております。]

<sup>11</sup> [注: 原文の意味が適切に捉えられ、かつ、日本語として理解可能か、検討が必要です。]

<sup>12</sup> [注: 訴訟経済というのはなじみがありますが、「手続経済」はなじみがないため、上記のように訳しております。]

<sup>13</sup> [注: 原文の意味内容について議論する必要があるものと思われまます。]

<sup>14</sup> [注: 必ずしも直訳することで適切ではないと思われ、要件は全てカバーされるように意訳いたしました。]

2010 年 8 月 5 日

な説明をせずに利用可能にしなかった場合、又は仲裁廷が提供を命じた証拠(証言を含む)を利用可能にしなかった場合、仲裁廷は、当該証拠が、当該当事者にとって不利益であると推認することができる。

7. 当事者が証拠手続において誠実な対応<sup>15</sup>をしなかったと仲裁廷が判断した場合、仲裁廷は、本規則上の他の措置に加え、仲裁費用(証拠手続に関連する費用を含む)の割り当てに際して当該事情を考慮することができる。

---

<sup>15</sup> [注: “conduct”を「対応」と訳すことの是非について検討が必要です。また、“taking of evidence”については証拠手続と訳しております。]